

病院等向け全国がん登録研修

1. がん登録推進法と 安全管理措置

1. がん登録推進法までのながれ
2. がん登録推進法の概要
3. 第20条病院等への提供
4. がん登録推進法における個人情報保護

国立がん研究センターがん登録センター

がん登録推進法までのながれ

- 1951年(S26)宮城県で地域がん登録開始
 - 1981年(S56)悪性新生物が死因第1位に
 - 1984年(S59)第1次対がん10年総合戦略開始(以後10年毎に継続)
 - 2002年(H14)健康増進法
 - 2002年(H14)地域がん診療拠点病院指定開始
 - 2007年(H19)がん対策基本法
 - 2012年(H24)全都道府県で地域がん登録実施
 - 2016年(H28)がん登録推進法施行・全国がん登録開始
- 国・地方公共団体はがん等の把握に努める
- 指定要件で院内がん登録の実施
- 国としてがん対策に取り組むことを明文化
院内がん登録・地域がん登録の推進

がん登録推進法の概要 1

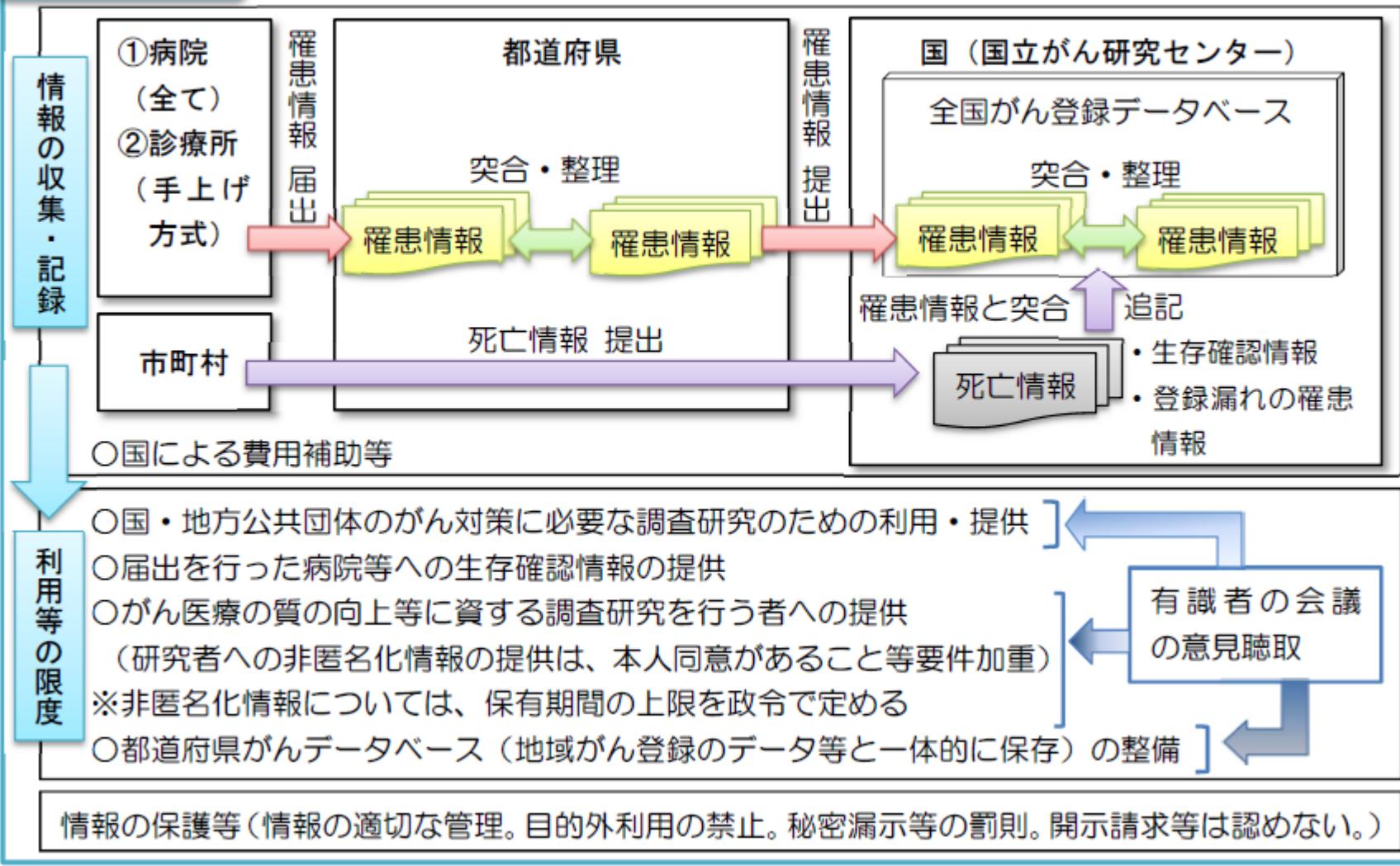
- 「全国がん登録」：国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

基本理念

- 1 全国がん登録：広範な情報収集により、罹患等の状況をできる限り正確に把握する
- 2 院内がん登録：全国がん登録を通じて必要な情報を確実に得させ、普及・充実を図る
- 3 がん対策の充実のため、がんの診療に関する詳細な情報の収集を図る
- 4 民間を含めがんに係る調査研究に活用、その成果を国民に還元
- 5 がん登録等に係る個人に関する情報を厳格に保護

がん登録推進法の概要 2

全国がん登録



がん登録推進法 第20条 病院等への提供

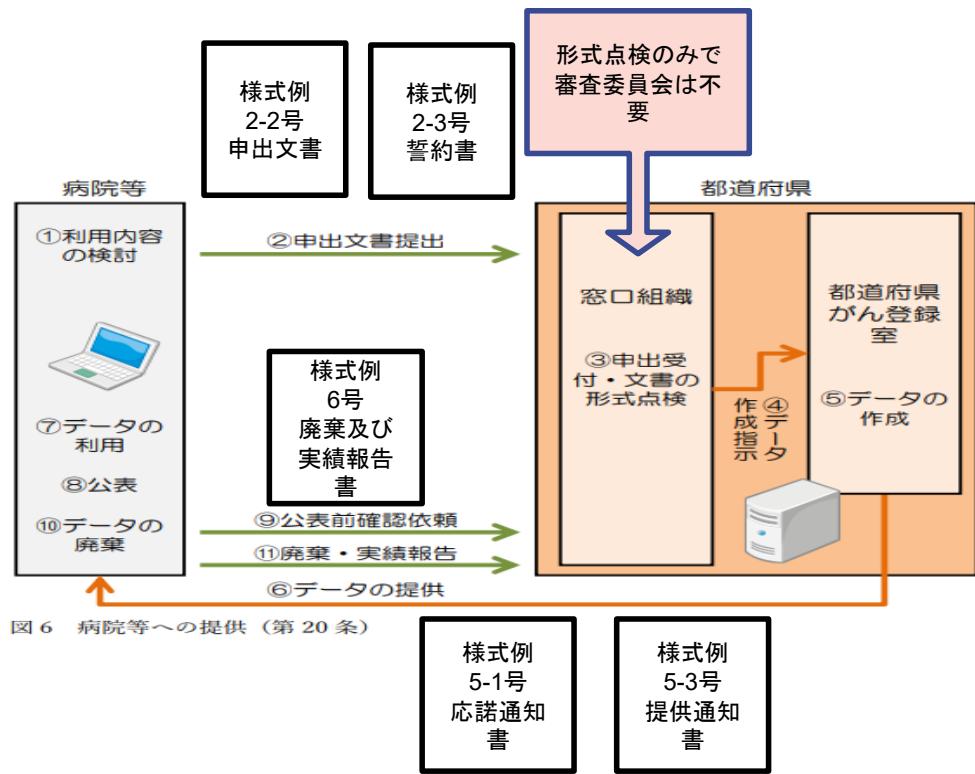
- ・がん登録推進法第20条により、病院の管理者は当該病院等から届出されたがんに係る都道府県がん情報の提供を受けることが可能である。

(病院等への提供)

第20条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の病院等における院内がん登録その他がんに係る調査研究のため、当該病院等の管理者から、当該病院等から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の請求を受けたときは、全国がん登録データベースを用いて、その提供を行わなければならない。

20条提供手続き

- 病院等は都道府県の窓口組織に20条利用のための申し出文書を提出
- 窓口組織は申出を受け、文書の形式点検を行う
- 都道府県がん登録室はデータを作成し、病院に提供する。
- 病院等はデータの利用終了後、廃棄および実績報告書を提出する。



様式例第2-2号 病院等の管理者からの提供依頼申出書

様式例第 2-2 号（病院等の管理者からの提供依頼申出文書）

〇〇年〇〇月〇〇日

都道府県知事 殿

病院等の管理者
(押印省略)

都道府県がん情報の提供の請求について（申出）

標記について、がん登録等の推進に関する法律（平成 25 年法律第 111 号）第 20 条の規定に基づき、別紙のとおり当《病院等名称》から届出がされたがんに係る都道府県がん情報の提供の申出を行います。

申請は
病院の管理者名
で行う

様式第2-2号 別紙

様式例第2-2号 別紙1

※提供依頼申出者は太枠内に記入する。

法第20条に基づき提供を受けた情報の取り扱い

【病院等における利用例】

提供を受けた情報の取扱い

院内がん登録システム内の情報更新

がんに係る調査研究

院内がん情報の公表

院内がん登録全国収集における国立がん研究センターへの提供

生存確認情報を利用可能

(生死の別、最終生存確認日又は死亡日、原死因)

多施設共同研究等による
自施設以外の者
(第三者)へ情報提供

生存確認情報に**一定の加工**を施すことで可能

- ・病院等は、診断日等と最終生存確認日(死亡日)の差から得られる期間(日数)に加工する。(例:最終生存確認日(死亡日) - 診断日 → 152 日)
- ・病院等は、病院等から提供を受ける者において当該期間から最終生存確認日(死亡日)を復元できないよう、**診断日等を併せて提供しない**。
- ・病院等から提供を受ける者は、診断日等を保有している場合、当該期間から最終生存確認日を復元できないよう、**当該診断日等の「日」の情報を削除する**(例:2024年3月 11 日 → 2024 年3月)。
- ・病院等から提供を受ける者は、診断日等を新たに入手してはならない。
- ・病院等は、原死因を「がんによる死亡」又は「がん以外の死亡」に置換する。
(例:原死因が胃がん → 「がんによる死亡」、原死因が心不全 → 「がん以外の死亡」)

カルテへの転記

生存確認情報そのものの転記は現段階では認められない。
一定の加工を施した情報の転記は可能

データ利用者/病院が行う安全管理

<がん登録などの推進に関する法律>

法第17条 厚生労働大臣による利用

法第18条 都道府県知事による利用

法第19条 市町村への提供

法第21条 その他の提供(研究目的利用等)

全国がん登録
情報の利用
マニュアル
第1版

令和7年4月

利用の際の安全管理措置は**全国がん登録情報
の利用マニュアル**に基づいて行う

法第20条 病院等への提供

利用の際の安全管理措置は**院内がん登録
運用マニュアル**に基づいて行う

院内がん運用
マニュアル

がん登録推進法における個人情報保護

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等の秘密保持義務)

■第28条第7項

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らしてはならない。

■第55条第28条第7項の規定に違反して届出対象情報に関するがんの罹患等の秘密を漏らした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(全国がん登録情報等の取扱いの事務に従事する国の職員等のその他の義務)

■第29条第7項

病院等において届出に関する業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た届出対象情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

全国がん登録個人情報保護のための安全管理措置マニュアル

都道府県がん登録室では、「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」に従って安全管理を行っています。

基本及び推奨される安全管理対策

- ・組織的安全管理対策
- ・物理的安全管理対策
- ・技術的安全管理対策
- ・人的安全管理対策

作業内容から見た安全管理対策

- ・入退室管理
- ・取得
- ・入力
- ・データ加工
- ・保管・消去・廃棄
- ・システム管理
- ・都道府県がん登録室からの病院なたは市町村等への問合せ
- ・外部からの問合せ
- ・移送